

# 岐阜県公報

号外 (1) 平成三十一年七月十日

四 次

公示

公共事業執行支援システム運用委託業務に関する一般競争入札公取

(技術検査課)

一  
般

公共事業執行支援システム運用委託業務に関する一般競争入札公取  
公共事業執行システム運用委託業務について、一般競争入札を行つて、岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百一十号)第  
四条の規定によつて公取す。

平成三十一年七月十日

岐阜県知事 古 田 葦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 特定役務の名称及び数量

公共事業執行支援システム運用委託業務 一式

(2) 特定役務の概要

公共事業執行支援システムのアプリケーション改修・移行及び運用管理業務

- ア アプリケーション改修・移行
- イ システム運用管理
- ウ オペレーション
- エ ハードウェア・ソフトウェア管理
- オ アプリケーション管理

(3) 特定役務の仕様等

入札説明書による。

(4) 履行期間

平成30年9月1日から平成36年3月31日まで

(5) 納入場所

<p>2 入札参加者の資格に関する事項</p> <p>本業務は、単独企業又は公共事業執行支援システム運用委託業務特定共同企業体（以下「共同企業体」という。）による一般競争入札とする。共同企業体の結成は、自主結成とする。</p> <p>入札に参加する者は、単独企業にあっては2の(1)及び(2)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては2の(3)及び(4)に掲げる要件の全てを満たさなければならぬ。</p> <p>(1) 単独企業の資格要件</p> <p>ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>イ 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。</p> <p>ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るもの含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。</p> <p>エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。</p> <p>オ 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けいないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。</p> <p>カ 実質的営業年数が10年以上であること。なお、実質的営業年数とは、一定の業務を継続的に営んでいる年数をいい、営業譲渡を受けた企業については、譲渡元企業の営業年数を清算する。</p> <p>キ 平成14年4月1日から入札参加資格確認申請書を提出する前日までに、国内において国又は都道府県から発注されたコンピュータネットワークシステムプログラムの改修及び運用業務を元請として受注した実績を有すること。</p> <p>(2) 単独企業の業務実施に要求される条件</p>
<p>ア 配置予定者の資格</p> <p>(ア) 統括責任者</p> <p>a 業務経験年数が10年以上の者</p> <p>b 入札説明書の別紙1「情報通信関連資格」に定める資格のうち、レベルA相当の資格を1件保有しているか、又はレベルAに相当するスキルを有し、県が承認した者</p> <p>(イ) 統括副責任者</p> <p>a 業務経験年数が10年以上の者</p> <p>b 入札説明書の別紙1「情報通信関連資格」に定める資格のうち、レベルB相当の資格を1件保有しているか、又はレベルBに相当するスキルを有し、県が承認した者</p> <p>(ウ) 担当リーダー</p> <p>a 業務経験年数が5年以上の者</p> <p>b 入札説明書の別紙1「情報通信関連資格」に定める資格のうち、レベルC相当の資格を1件保有しているか、又はレベルCに相当するスキルを有し、県が承認した者</p> <p>(3) 共同企業体の資格要件</p> <p>ア 共同企業体の構成員の資格要件</p> <p>(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(イ) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。</p> <p>(カ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るもの含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。</p> <p>(エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。</p> <p>(オ) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止</p>

<p>措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。</p> <p><b>イ 共同企業体の資格要件</b></p> <p>(ア) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。</p> <p>(イ) 代表構成員は、実質的営業年数が10年以上であること。なお、実質的営業年数とは、一定の業務を継続的に営んでいる年数をいい、営業譲渡を受けた企業については、譲渡元企業の営業年数を通算する。</p> <p>(ウ) 代表構成員又は構成員のうち少なくとも1社は、平成14年4月1日から入札参加資格確認申請書を提出する前日までに、国内において国又は都道府県から発注されたコンピュータネットワークシステムプログラムの改修及び運用業務を元請として受注した実績を有すること。</p> <p>(4) 共同企業体の業務実施に要求される条件</p> <p><b>ア 配置予定者の資格</b></p> <p>(ア) 統括責任者</p> <p>a 業務経験年数が10年以上の者</p> <p>b 入札説明書の別紙1「情報通信関連資格」に定める資格のうち、レベルA相当の資格を1件保有しているか、又はレベルAに相当するスキルを有し、県が承認した者</p> <p>(イ) 統括副責任者</p> <p>a 業務経験年数が10年以上の者</p> <p>b 入札説明書の別紙1「情報通信関連資格」に定める資格のうち、レベルB相当の資格を1件保有しているか、又はレベルBに相当するスキルを有し、県が承認した者</p> <p>(ウ) 担当リーダー</p> <p>a 業務経験年数が5年以上の者</p> <p>b 入札説明書の別紙1「情報通信関連資格」に定める資格のうち、レベルC相当の資格を1件保有しているか、又はレベルCに相当するスキルを有し、県が承認した者</p> <p>3 入札手続等に関する事項</p>
---

<p>(1) 担当部局 〒500-8570 岐阜市薮田南二丁目1番1号 岐阜県農土整備部技術検査課建設情報係 電話 058-272-1111(内線3630)</p>
<p>(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所 ア 交付期間 平成30年7月10日(火)から平成30年7月17日(火)までの毎日(県の機関の休日を除く)午前9時から午後5時まで</p>
<p>イ 交付場所 3の(1)と同じ。</p>
<p>(3) 競争入札参加資格の確認 ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書に入札説明書に規定する書類等を添付した上で、3の(1)まで持参し、又は郵送し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。</p>
<p>イ 提出期限 平成30年7月20日(金)午後5時(必着)</p>
<p>期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。</p>
<p>ウ 競争入札参加資格の確認結果は、平成30年7月27日(金)までに通知する。</p>
<p>(4) 入札の日時及び場所 ア 日 時 平成30年8月20日(月)午前11時 (入札を郵便で行う場合には、平成30年8月17日(金)午後5時までに3の(1)に必着のこと。)</p>
<p>イ 場 所 岐阜市薮田南5丁目14番12号 岐阜県シンクタンク庁舎3階 入札室</p>
<p>(5) 開札の日時及び場所 入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。</p>
<p>(6) 契約条項を示す場所 3の(1)に同じ。</p>
<p>(7) 入札方法等に関する事項 ア 入札方法</p>

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第114条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

規則第111条の規定により定めた予定価格に108分の100を乗じて得た額の範囲内で最低の金額をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者がないときは、直ちに再度の入札をすることがある。ただし、入札者の中に郵便による入札を行った者がある場合は、別に定める日時に再度入札を行う。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

なお、入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締しないときは、その落札は無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

## 要

(3) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(4) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(5) 落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しない。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature of the services to be procured:

Operation of a Support System for Public Work Projects

(2) Contract fulfillment period:

From 1 September 2018 through 31 March 2024

(3) Date and time for the distribution of the tender documentation:

Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 10 July 2018 to 17 July 2018

(excluding weekends and national holidays)

(4) Deadline for the submission of bidding registration forms and relevant documents: 5:00 p.m. 20 July 2018

Applicants will be notified of the screening results by 27 July 2018.

(5) Date, time and place for the opening of bids and tenders:

The meeting for the opening of bids and tenders will begin promptly at 11:00 a.m. 20 August 2018 at the Bids and Tenders Meeting Room of the Gifu Prefectural Think Tank Building.  
(Tenders submitted by mail must be received by 5:00 p.m. 17 August 2018.)

(6) For further information, please contact:

Construction Technology Inspection Division,

Department of Prefectural Land Management,

Gifu Prefectural Government

2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, 500-8570

Tel: 058-272-1111 Ext.3630

平成三十一年七月十日発行

発 行 所 者

岐 阜 県  
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集 岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三  
一 岐阜文芸社